静岡県

# 出荷制限指示後の管理の考え方 —野生きのこ—

野生きのこの出荷管理については、富士宮市、富士市、御殿場市及び小山町(以下「関係市町」という。)と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合に、速やかに是正措置を講じる。

## 1 出荷制限区域からの出荷防止対策

## (1) 採取者対策

県は、関係市町の協力を得て、当該市町内で発生した野生きのこを採取する 者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、関係市町及び関係団 体と連携して巡回指導を行う。

### (2)流通対策

県は、野生きのこの流通・販売を行う者に対し、出荷制限区域内で採取された野生きのこの流通・販売を行わないよう要請するとともに、関係市町及び関係団体と連携して、流通・販売拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にインターネット上の通信販売について監視を行い、出荷制限 区域内で採取された野生きのこが販売されていないかを確認する。

### 2 出荷制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

県は、出荷制限区域外で採取された野生きのこについては、野生きのこの流通・ 販売を行う者に対し、産地の市町村名を表示するとともに、入荷先、販売先の記録を保存するよう周知徹底する。

また、必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これらの取組が確実に行われるよう、巡回指導を関係市町及び関係団体と連携して行う。